

### 3) 文化財保護法等の関連法及び関連支援事業の整理と課題の整理

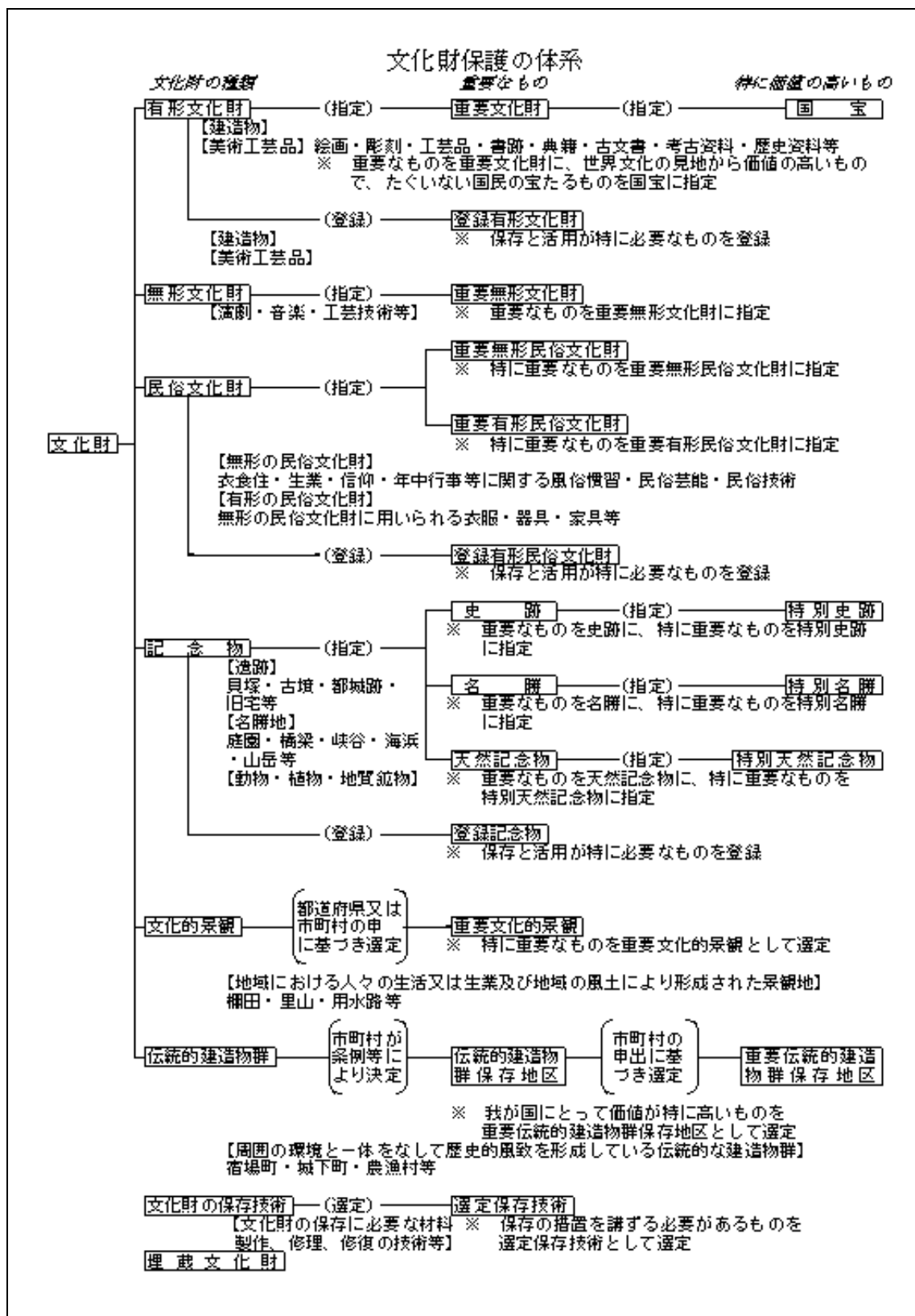
本項では、文化財保護法及び歴史的資産・歴史的環境の保全・活用等に係るまちづくり関連法、文化財関連事業等について把握し、取りまとめるとともに、これらの現行制度等による歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る課題について整理している。

#### ① 文化財保護法

##### ア) 概要

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物等として国が指定選定し重点的な保護の対象としている。このほか、保存と活用が特に重要なものを登録し、保護に努めている(図-15)。

国が指定等した文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のため必要な各種の措置が講じられている。



出展：文化庁 HP [http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/gaiyou\\_1.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/gaiyou_1.html)

図－15 文化財保護法の体系

#### a. 有形文化財（建造物）

建造物，絵画，工芸品，彫刻，書跡，典籍，古文書，考古資料，歴史資料などの有形の文化的所産で，我が国にとって歴史上，芸術上，学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいる。

有形文化財のうち，重要なものを「重要文化財」に指定し，さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して保護を図っている。

これらの国宝・重要文化財建造物を後世に継承していくためには，適切な時期に様々な保存修理が必要である。修理事業は所有者または管理団体が行うが，多くの修理事業が国の補助事業として実施されている。我が国の歴史的建造物はほとんどが木で作られており，茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものも多く，火災に対し極めて脆弱である。このため，防災設備の設置に補助を行うことなどによって保護を図っている。

また，我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながら，社会の変化の中で急速に失われつつある近代の建造物について，所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っている。最近では，こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつある。

#### b. 記念物

記念物とは、以下の文化財の総称である。

- 1 貝塚，古墳，都城跡，城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- 2 庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
- 3 動物，植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は，これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って，「史跡」，「名勝」，「天然記念物」に指定し，これらの保護を図っている。そのうち特に重要なものについては，それぞれ「特別史跡」，「特別名勝」，「特別天然記念物」に指定している。

史跡等に指定されたものについては，現状を変更し，あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合，文化財保護法により，文化庁長官の許可を要することとされている。規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが，通例，地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また，史跡等の活用を広く図るため，国庫補助によりその整備を行っている。

### c. 文化的景観

文化的景観とは、以下の文化財を指す。

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものである。文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくことができるのである。

文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定することができる。

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ることとされている。ただし、通常の生産活動に係る行為や非常災害に係る応急措置等においては、この限りではない。

また、文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われる。

重要文化的景観の選定制度は、平成17年4月1日の文化財保護法の改正により始まった新しい文化財保護の手法である。

### d. 伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。

市町村の保存・活用の取組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会は指導・助言を行い、また、市町村が行う修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して補助し、税制優遇措置を設ける等の支援を行っている。

平成19年12月4日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、69市町村で80地区（合計面積約3,149ha）あり、約14,600件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されている。なお、重要伝統的建造物群保存地区の一覧については、別冊の資料編に記載している。

#### e. 登録有形文化財（建造物）

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものである。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものである。

#### イ) 文化財等指定件数

国が指定等を行った文化財の件数は、時代の変遷や新発見、学術的な調査研究の進展等に応じて、着実に増加している。文化財等の指定件数は以下の通りである。

##### a. 指定

表－16 国宝・重要文化財（建造物）件数（平成19年3月1日現在）

種別／区分	国宝	重要文化財
建造物	(257 棟) 213	(4,147 棟) 2,306

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

表－17 国指定史跡名勝件数（平成19年3月1日現在）

特別史跡	60	史跡	1,571
特別名勝	29	名勝	308
計	89	計	1879

(注) 史跡名勝の件数は、特別史跡名勝を含む。

##### b. 選定

- 重要文化的景観 : 2 件
- 重要伝統的建造物群保存地区 : 80 件

出典：文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/lhogo/siteikensuu.html>

重要文化的景観：平成19年3月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区：平成19年12月4日現在

##### c. 登録

- 登録有形文化財（建造物） : 5,913 件
- 登録記念物（遺跡） : 2 件
- 登録記念物（名勝地） : 11 件

出典：文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/lhogo/siteikensuu.html>

平成19年3月1日現在

## ② まちづくり関連法の整理

歴史的資産・歴史的環境の保全・活用等に係る、まちづくり関連法及び関連制度について、以下の通り整理した。

### ア) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

古都保存法は、京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治・文化の中心として歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和 41 年に議員立法により制定された。

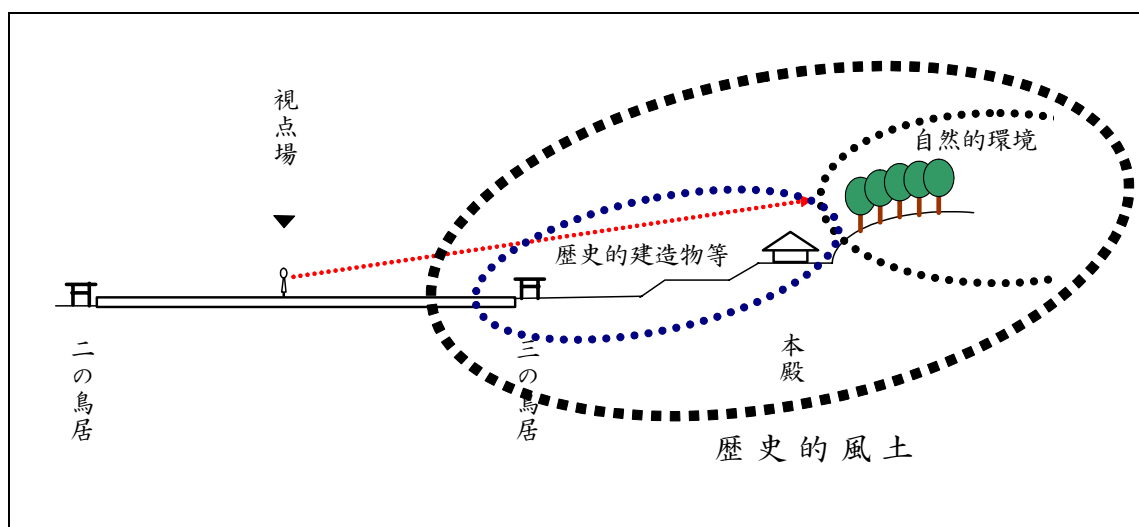
※わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与  
(古都保存法第 1 条)

#### 【古都】

- わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村
- 京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の 10 市町村

#### 【歴史的風土】

- 古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう



図－16 歴史的風土の概念図

注) 歴史的風土審議会資料 (平成 9 年 12 月) をもとに作図

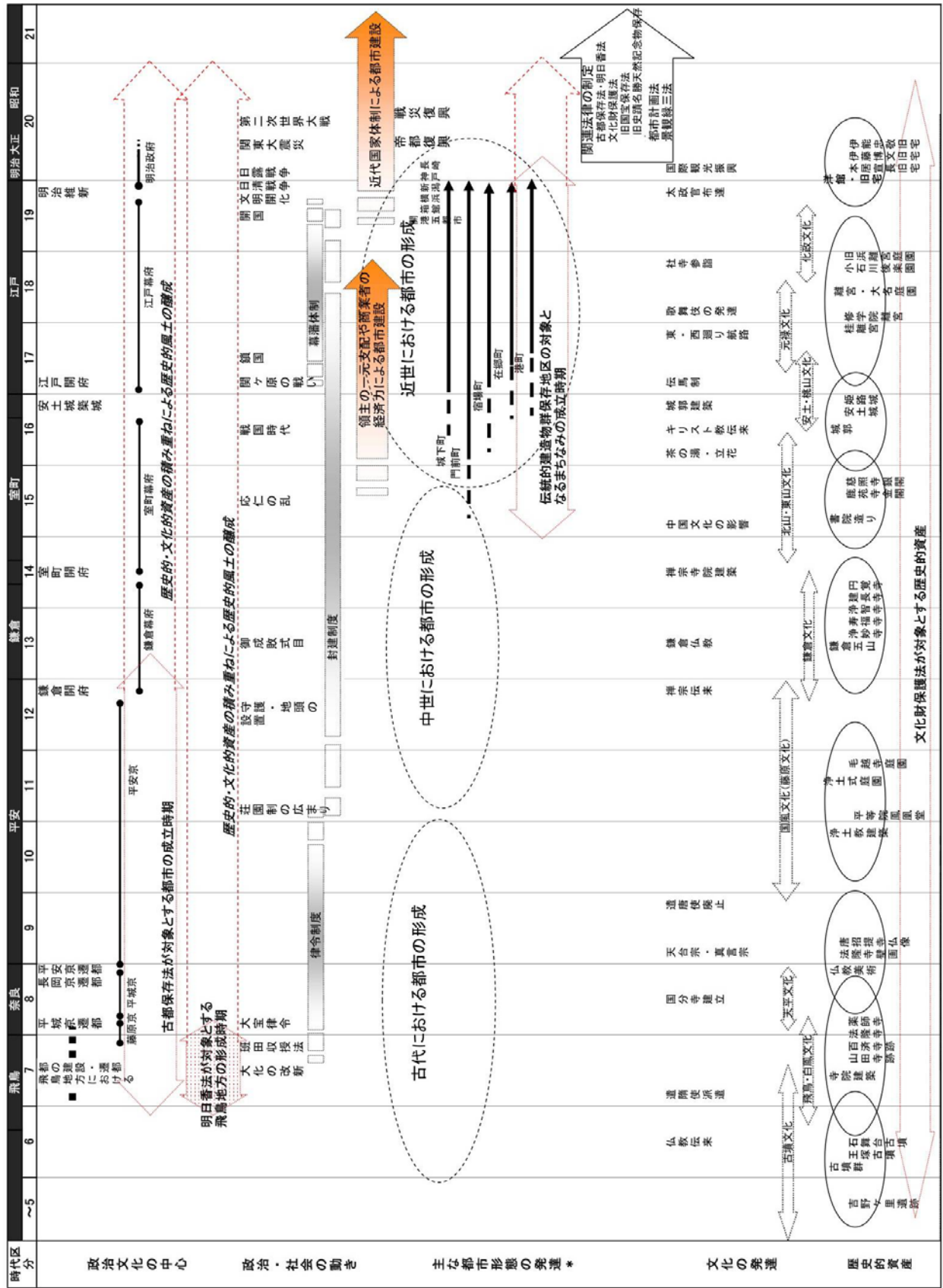


図-17 古都保存法等が対象とした時代の関連概略図

古都保存法による歴史的風土の保存のしくみについて、以下の通り整理した。

**歴史的風土保存区域の指定（国土交通大臣指定）**

→建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存



**歴史的風土保存計画の決定（国土交通大臣決定）**

→歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める



**歴史的風土特別保存地区の都市計画決定（府県・政令市指定）**

→建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入



写－77 嵯峨野（京都市）



写－78 稲渚の棚田（奈良県明日香村）

**イ）風致地区制度（旧都市計画法による規定）**

風致地区は、旧都市計画法第10条第2項に規定する「地域地区」のひとつである。「都市計画区域内においては、市街地建築物法に依る地域及び地区の外、土地の状況に依り必要と認むるときには、風致又は風紀の維持の為、特に地区を指定することを得」として導入された。

- 大正8年の風致地区の指定基準は、①強度の建築利用化を期待せざる土地、②地方古来の遊覧勝区、③土地の利用化が風致より招来さるる場所（1）別荘地、高級住宅地、（2）沿岸、風致道路、公園広場及び其付近地又は高貴御用の土地付近、④歴史的意義のある土地、の4項目。



- 1933年の風致地区決定標準の指定の項では、①季節に応ずる各種の風景地、②公園、社寺苑、水辺、林間その他公開慰楽地、③史的又は郷土的意義アル土地、④樹木に富める土地、⑤眺望地、⑥前各号の付近地にして風致維持上必要ある地帯の5項目
- 1926年に「明治神宮風致地区」（約27.6ha）、1930年に京都の鴨川、東山、北山周辺（約3,400ha）武蔵稜（後に多摩稜に名称変更）周辺の「武蔵稜周辺地区」（約36ha）などが指定。

#### 【指定主体等】

- 「環境の風致」の保全と風紀の維持のため、現状変更には地方長官の許可が必要。

#### 【行為規制の内容（許可制）】

- 建築物の建築その他工作物の新增改築
- 地形の改変
- 土石木竹の採取

出典：西村幸夫「都市保全計画」より抜粋



写－79 明治神宮周辺地区（東京都渋谷区） 写－80 鴨川周辺地区（京都市左京区）

出典：京都市HP

#### ウ) 美観地区制度（都市計画法による規定）

美観地区は、大正8年（1919年4月5日）の「市街地建築物法」（法律第36号、現在の建築基準法の前身）で導入された。平成16年、景観法の施行に伴って都市計画法を一部改正し、都市計画の地域地区について、美観地区を廃止し、景観地区を追加した。

- 当初、美観地区として立法段階で想定されたのは「市内の枢要地区、公館集合地などの街区」、「社寺、公園其の他勝地」。
  - 美観地区における規制の対象は美観が要求される特殊な環境にある一般の建築物。
  - 最初に美観地区に指定されたのは、「皇居外郭一帯美観地区」、1994年には大阪市中之島が、1939年には伊勢神宮周辺など、順次指定。
- 平成19年11月1日現在、景観地区は11地区指定されている。そのうち、旧美観地区から景観地区に移行したもののうち、倉敷市美観地区はその名称が継承され、京都市は

都市計画西陣美観地区ほか9地区を廃止し、山ろく型美観地区ほか7地区を景観地区として決定している。



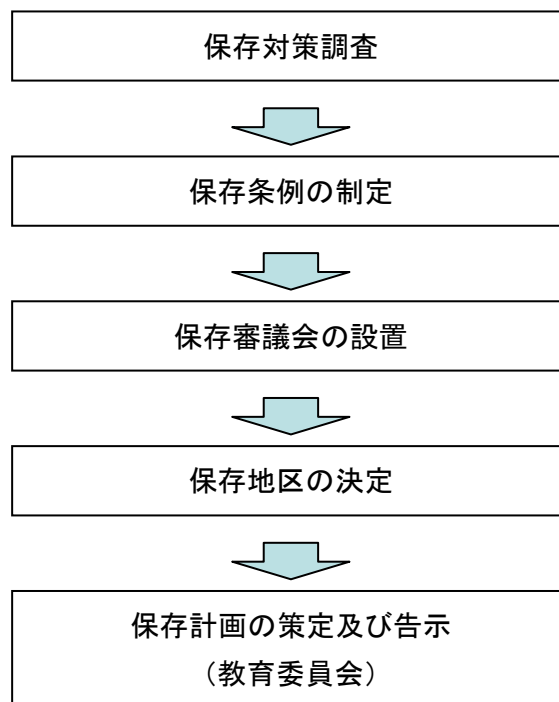
写－81 倉敷市美観地区

写－82 岸辺型美観地区（京都市：岡

出典：倉敷市HP 崎・白川沿い）

## エ) 伝統的建造物群保存地区制度

伝統的建造物群保存地区は、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られる制度である。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。



図－18 伝統的建造物群保存地区決定の流れ

平成18年12月19日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、68市町村で79地区（合計面積約2,996ha）あり、約14,300件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されて

いる。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は、40 市町村 49 地区である（合計面積 748ha；平成 18 年 3 月 31 日現在）。



写－83 加賀市加賀橋立地

出典：文化庁ホームページから抜粋

### オ) 景観法

景観法の概要について、以下の通り整理した。



図－19 景観法の概要

### ③ 文化財関連事業

文化財関連事業として、歴史の道整備推進事業、史跡等総合整備活用推進事業の概要について、以下の通り整理した。

#### ア) 歴史の道整備活用推進事業

古くから文物や人々の交流の舞台となってきた道・水路は、我が国の歴史を理解する上で極めて大切な意味をもつものであるが、並木街道や関跡等として部分的に指定されている史跡等を除けば国土開発などによって急激に失われつつある状況にある。

この事業は、これらの古道・運河等（以下「道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画を策定し、保存整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な要項を定めるものとする。

##### a. 事業の概要

###### i. 補助事業者

- 補助事業者は、地方公共団体とする。

###### ii. 補助対象事業

- 補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

###### 【総合的計画事業】

ア.原則として江戸時代以前の道及びこれに関わる遺跡の調査

イ.歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備・活用計画の策定

ウ.指導員の養成・研修、道のガイドブック作成等歴史の道解説

###### 【整備事業】

ア.道の補修、石畳、雁木、石積等道の構造の復元整備及び並木の復元等、道自体の整備

イ.本陣、茶屋、関、一里塚、橋梁、宿場等、道に関連する遺跡の復元整備

ウ.歴史の道の情報発信設備の整備

エ.標識、説明板、休憩設備の整備

#### イ) 史跡等総合整備活用推進事業

文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の内各地域の中核拠点となり得る史跡等について、その規模・特徴等に応じた多様な整備と積極的な活用を図るために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な要項を定めるものとする。

##### a. 事業の概要

###### i. 補助事業者

- 史跡等を所有し、又は管理団体に指定されている地方公共団体とする。

###### ii. 補助対象事業

- 補助対象となる事業は、史跡等の規模・特徴に応じ、地域の歴史や文化、自然に触れ、理解を深めることを目的として、総合的な整備・活用の計画に基づき、当該計

画を実施する上で必要となる次のアからコに掲げるもののうち、5つ以上を選択して実施するものとする。

- ア.史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ.往時の姿をしのばせる歴史的建造物等の復元
- ウ.実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ.名勝

#### ④ 関連支援事業

歴史的資産・歴史的環境の保全・活用等に係る関連支援事業として、まちづくり交付金、景観形成総合支援事業、歴史的地区環境整備街路事業、街なみ環境整備事業の概要を整理するとともに、関連支援事業の実施状況について把握した。

##### ア) まちづくり交付金事業

市町村毎の課題に応じて、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、まちづくりに必要な事業を一体的に推進する。

##### a. 制度の概要

- まちづくりの計画に基づき一体的に推進。
- 提案事業を活用することでまちづくりに必要な事業が一体的に実施できる。
- 目標、数値指標を設定し、事後評価を実施・公表。

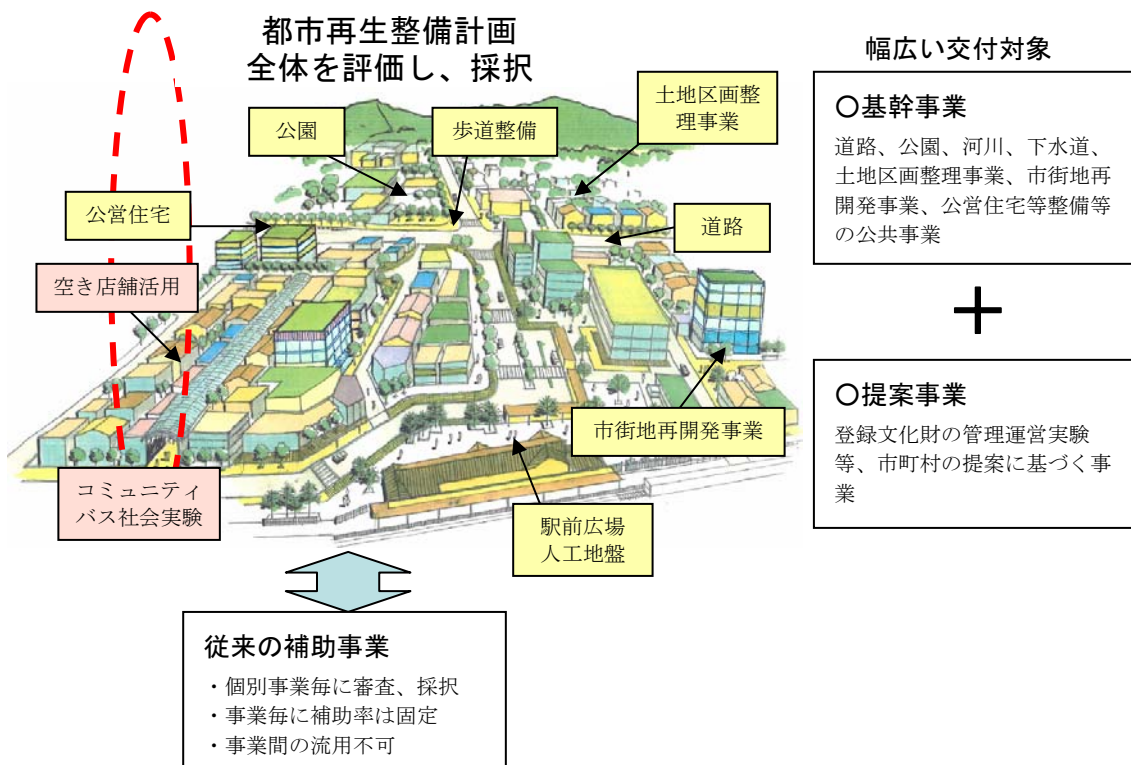


図-20 まちづくり交付金の制度の概要

## b. 取り組み事例

### i. 福祉

- 老人福祉センターの整備。  
…安城桜井駅周辺地区（愛知県安城市） 他

### ii. 商業

- TMOの実施するイベント支援。
  - チャレンジショップ等の空店舗活用支援。  
…駅西地区（栃木県那須塩原市） 他

### iii. 文化

- 店舗等の一角を利用した街かど博物館への支援。  
…小田原駅周辺地区（神奈川県小田原市） 他

### iv. 景観形成

- 都市景観重要建築物の修理等助成  
…川越市中心市街地地区（埼玉県川越市） 他

## イ) 景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。

### a. 事業の概要

#### i. 対象地域

- 次の両方を満たすこと。
  - 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域。
  - 景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。)の存する地域。



図-21 景観形成総合支援事業の概要

#### ii. 事業主体及び補助率

- 市町村(直接補助：事業費の1/3以内)。

- 景観整備機構等市町村以外の民間団体、個人（間接補助：事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内）。

### iii. 対象事業

- 国土交通大臣の承認を得た市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置付けられた以下の[1]及び[2]の景観形成・活用事業。
- なお、必須事業の実施が見込まれる場合、同計画の作成（計画作成に当たって必要となる調査、地区住民の啓発、合意形成を得るための取組みを含む）も対象。

#### [1]必須事業

- 本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業（次のいずれか）。
  - 1) 景観重要建造物の修理(市町村との協定締結に基づき一般公開を行うものは内装も可とする)、買取又は移設（土地購入を含む）。
  - 2) 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（土地購入を含む）。

#### [2]選択事業

- 必須事業と併せて行う必要のある事業
  - 1) 景観重要建造物の外観修景  
（屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む）
  - 2) 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
    - 建築物及び工作物の外観修景又は除却  
（屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む）
    - 屋外広告物の外観修景、除却又は集約化
    - 堆積物件の外観修景又は除却
    - 電線類の無電柱化(道路路区域においては道路附属物となるものを除く)
  - 3) 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備（土地購入を除く）  
案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場 等
  - 4) 公共公益施設の高質化  
道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置 等
  - 5) 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動
    - 景観形成活動  
（良好な景観の維持・形成に向けた、地区住民の啓発・研修活動、人材育成、景観材料の育成や製作に係る技術者養成 等）
    - 景観活用活動  
（良好な景観を活用した観光イベントの実施 等）

### iv. 事業の適用期間

- 平成23年度まで。



(ただし、事業計画期間は3ヵ年度以内とする。なお、平成23年度末時点で継続中の事業地区については、当該地区の「景観形成・活用事業計画」に記された最終年度までとする。)

## b. 取り組み事例

- 名古屋市の取り組み事例は、以下の通り。
  - 市が所有する景観重要建造物に指定予定の歴史的建造物「榎木館」を中心に、事業区域を設定。
  - 必須事業として「榎木館」の修理を行い、「まちづくりと文化活動」の拠点としての活用を計画。
  - 併せて区域内に歴史的建造物の案内看板を設置し、観光客の地域回遊を促進。

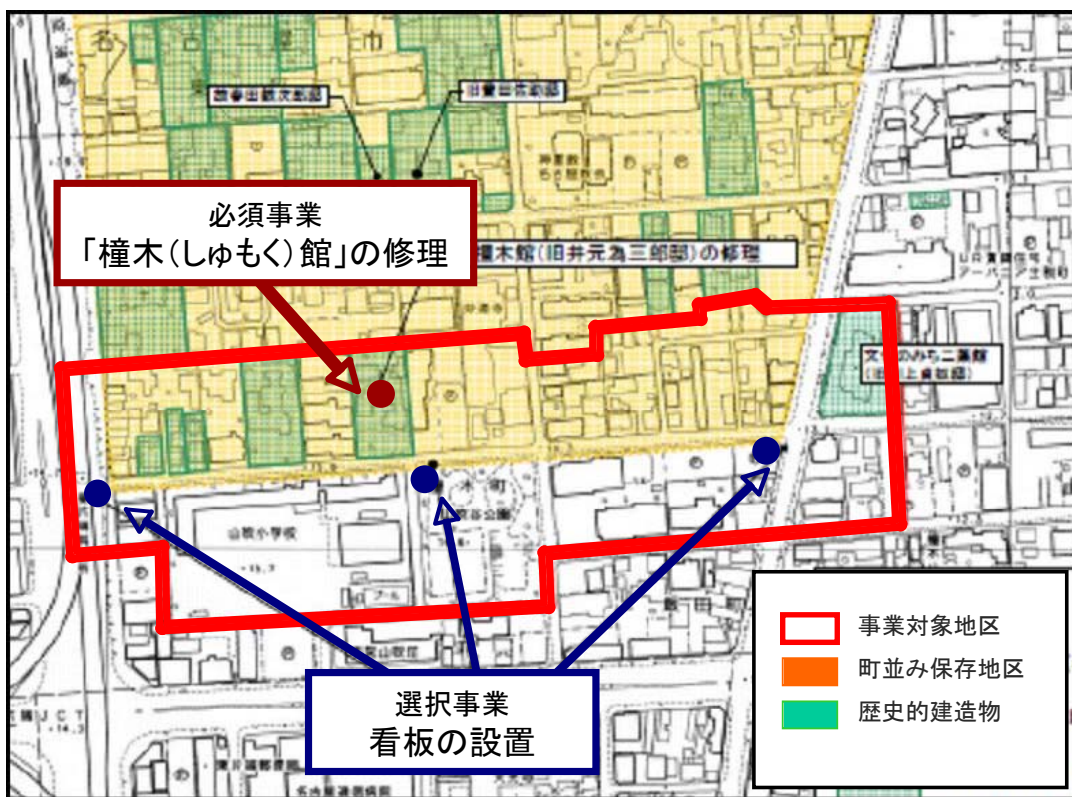


図-22 景観形成総合支援事業（名古屋市）の取り組み

- 必須事業：「榎木（しゅもく）館（旧井元為三郎邸）」の修理（内装を含む）（写-84、85）。
  - 耐震設計及び実施設計。
  - 屋根の葺替や老朽箇所の修理、耐震補強などの保存修復工事。
  - 建具、壁材等の修理。



写－84 榎木館（外観）



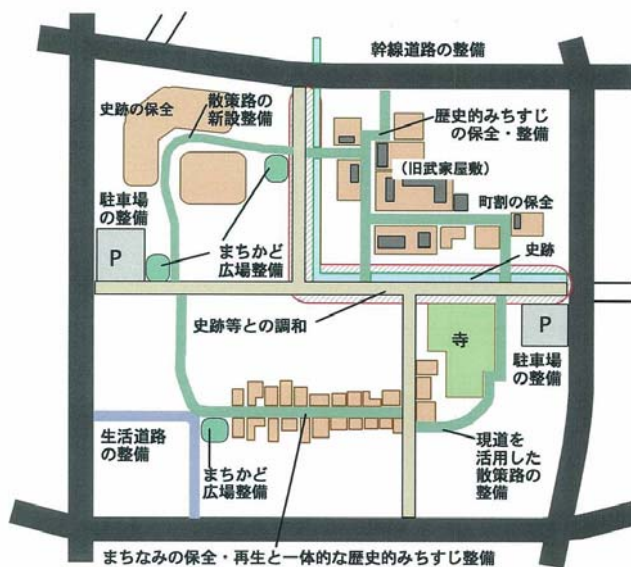
写－85 榎木館（内観）

### ウ) 歴史的地区環境整備街路事業

歴史的地区環境整備街路事業とは、歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路の整備にあわせ、歴史的みちすじを含む地区内道路の体系的整備を行うこと等により、歴史的環境を保全しつつ、面的な街路整備を実施するもの。

#### a. 事業の概要

- 都市計画道路が古い街並みを貫通してた都市計画を変更して、地区内に幹線道路を通さずに、地区周囲に幹線道路を整備。これにより、自動車と歩行者の分離を図り、地区内を歩いて移動が可能となった。



図－23 歴史的地区環境整備街路事業のイメージ

b. 取り組み事例

- 事業箇所数 83 地区のうち、23 地区で事業が完了している。

表-18 歴史的地区環境整備街路事業の調査及び事業実施地区一覧

(平成18年12月現在)

都道府県名	都市名	地区名	面積 ha	進捗状況(凡例 ○:歴みち調査, ◎:歴みち事業採択, ☆:まち総(まち交)事業採択, △:その他事業, ●:事業完了, ◇:休止中)																						
				57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
北海道	函館市	西部地区	160																							
	江差町	江差町中心市街地地区	96																							
岩手県	平泉町	中尊寺毛越寺地区	100																							
宮城県	塩釜市	塩釜神社周辺地区	100																							
	岩出山町	上川原地区	140																							
秋田県	仙北市	内町地区	70																							
山形県	鶴岡市	鶴岡城址周辺地区	162																							
福島県	喜多方市	小荒井塚原地区	80																							
	白河市	野内・南湖地区	76																							
茨城県	真壁町	真壁地区	100																							
栃木県	足利市	足利学校周辺地区	40																							
	日光市	日光二社一寺地区	115																							
	日光市	巴波川・蔵の町地区	85																							
	小山市	祇園城跡周辺地区	87																							
埼玉県	川越市	旧城下町地区	110																							
	秩父市	中町・本町・番場地区	28																							
千葉県	佐倉市	佐倉地区	未確定																							
東京都	国分寺市	国分寺跡周辺地区	未確定																							
神奈川県	箱根町	箱根関所地区	25																							
長野県	須坂市	須坂地区	85																							
	上田市	上田城址周辺地区	84																							
	長野市	松代地区	147																							
	千曲市	福荷山地区	165																							
	小諸市	小諸宿周辺地区	133																							
新潟県	村上市	村上地区	95																							
富山県	八尾町	八尾地区	60																							
石川県	金沢市	金沢城址周辺地区	121																							
	加賀市	大聖寺地区	160																							
岐阜県	高山市	高山山地区	139																							
	岐阜市	美濃地区	未確定																							
	美濃市	美濃地区	63																							
静岡県	新居町	新居地区	160																							
愛知県	名古屋	有松地区	20																							
	犬山市	犬山城下町地区	169																							
	津島市	津島神社・本町地区	105																							
三重県	亀山市	東海道宿地区	25																							
	松阪市	殿町地区	106																							
	桑名市	旧城下町地区	120																							
福井県	小浜市	客取飛鳥地区	未確定																							
	大野市	龜山周辺地区	未確定																							
滋賀県	大津市	坂本地区	119																							
京都府	京都市	嵯峨嵐山地区	未確定																							
	亀岡市	亀岡城址地区	11																							
	宇治市	宇治橋周辺地区	310																							
兵庫県	神戸市	北野山本地区	63																							
	神戸市	兵庫本町地区	57																							
	篠山町	丹波篠山地区	164																							
	出石町	出石城下町地区	未確定																							
	姫路市	路城周辺地区	186																							
奈良県	橿原市	今井地区	70																							
	奈良市	奈良町地区	100																							
	奈良市	西の京地区	63																							
	斑鳩町	法隆寺地区	100																							
	宇陀市	松山地区	200																							
和歌山県	和歌山市	和歌の浦地区	1																							
鳥取県	益田市	益田地区	120																							
	大社町	大社地区	200																							
岡山県	高梁市	石火矢町周辺地区	94																							
広島県	尾道市	山手地区	115																							
	福山市	綱原地区	60																							
	福山市	竹原地区	46																							
	三次市	三次町地区	73																							
山口県	萩市	城内地区	96																							
	柳井市	古市金屋地区	42																							
	下関市	長府地区	140																							
	岩国市	岩国・横山地区	47																							
	防府市	宮市・国衙地区	350																							
愛媛県	内子町	八日市運国地区	4																							
福岡県	福岡市	御供所冷泉地区	28																							
	甘木市	秋月地区	200																							
	柳川市	外城地区	126																							
佐賀県	有田町	有田内山地区	170																							
長崎県	長崎市	出島南山手地区	90																							
	平戸市	平戸港周辺地区	160																							
熊本県	山鹿市	旧山鹿町地区	100																							
大分県	杵築市	杵築地区	60																							
	臼杵市	臼杵地区	113																							
宮崎県	日南町	油津地区	170																							
鹿児島県	知覧町	中郡地区	28																							
	出水市	出水麓地区	90																							
	鹿児島市	薩・多賀山地区	80																							
沖縄県	那覇市	登屋地区	50																							
	那覇市	首里金城地区	80																							

## エ) 街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。

### a. 事業の概要

#### i. 事業の内容

- 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成
- 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備
- 地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成

#### ii. 対象要件

##### 【街なみ環境整備促進区域】

- 面積が1ha以上であり、かつ、下記1～3のいずれかの要件に該当する区域
  - 1 域内の住宅の戸数に対する接道不良住宅（幅員4m以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が7割以上であり、かつ、区域の面積に対する区域内の住宅の戸数の割合が1ha当たり30戸以上である区域
  - 2 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
  - 3 地方公共団体等の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

##### 【街なみ環境整備事業地区】

- 街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区

#### iii. 事業主体等

- 地方公共団体

### b. 取り組み事例

- 平成19年4月1日現在、139地区が事業地区となっている。

表－19 街なみ環境整備事業 事業地区一覧 (H19年4月1日現在)

県名	地区名	市町村名	区域面積
北海道	本町	豊浦町	18ha
	栗山町中心街	栗山町	35ha
	真狩村真狩・錦・社	真狩村	15ha
	本町中央部	松前町	12ha
	乙部市街地	乙部町	13ha
秋田県	六郷中央	美郷町	76ha
山形県	金山	金山町	42ha
茨城県	通り塩町	常陸太田市	7ha

県名	地区名	市町村名	区域面積
	駅前通り	筑西市	4ha
栃木県	例幣使通り	栃木市	48ha
	馬頭	那珂川町	57ha
	東町	日光市	25ha
埼玉県	中仙道間の宿	北本市	19ha
千葉県	房総の小江戸大多喜	大多喜町	40ha
	佐原	香取市	19ha
	中山	市川市	3ha
東京都	太田黒公園周辺	杉並区	43ha
	神楽坂	新宿区	15ha
新潟県	寺町・清水谷	新発田市	36ha
	海岸	出雲崎市	35ha
	新飯田	新潟市	18ha
	長町一丁目	長岡市	2ha
石川県	宇出津西海岸	能登町	12ha
	鳳至上町	輪島市	7ha
	総持寺周辺	輪島市	30ha
	向粟崎	内灘町	14ha
福井県	城下町	大野市	74ha
	湊町	坂井市	55ha
山梨県	市川地区中央部 (1)	市川三郷町	33ha
	市川地区中央部 (2)	市川三郷町	15ha
	内野	忍野村	36ha
	忍草	忍野村	26ha
長野県	下町	松本市	6ha
	お城東	松本市	17ha
	中央東	松本市	9ha
	中央	須坂市	48ha
	大町中心市街地	大町市	25ha
	小諸宿周辺	小諸市	53ha
	善光寺周辺	長野市	14ha
	松代	長野市	72ha
	上波田	波田町	27ha
	福島宿周辺	木曾町	49ha
	柳町紺屋町	上田市	7ha
	奈良井	塩尻市	18ha
	下諏訪宿	下諏訪町	7ha
岐阜県	古川	飛騨市	41ha
	神岡中央	飛騨市	40ha
	八幡中央	郡上市	13ha
	平瀬	白川村	44ha
	下二之街大新町	高山市	7ha
愛知県	洞・暮らしっくストリート	瀬戸市	45ha
	小狭間坂	瀬戸市	12ha
	炎護路	瀬戸市	20ha

県名	地区名	市町村名	区域面積
三重県	茶屋区・旅館街（表参道） うへのまち	伊勢市	19ha
		伊賀市	233ha
滋賀県	大野 柏原	甲賀市	95ha
		米原市	79ha
京都府	久美浜一区 姉小路界わい	京丹後市	12ha
		京都市	14ha
大阪府	平野郷	大阪市	80ha
	住吉大社周辺	大阪市	36ha
	上町台地	大阪市	91ha
	富田林寺内町	富田林市	13ha
	枚方宿	枚方市	21ha
兵庫県	新在家南	神戸市	30ha
	野田北部	神戸市	6ha
	魚崎郷	神戸市	31ha
	新長田	神戸市	35ha
	寺町	洲本市	10ha
	出石城下町	豊岡市	62ha
	龍野	龍野市	55ha
	坂越	赤穂市	36ha
	二階町通り	篠山市	31ha
	平福	佐用町	66ha
	和田山駅前	朝来市	9ha
	竹田	朝来市	64ha
	口銀谷	朝来市	73ha
	柏原城下町周辺	丹波市	54ha
奈良県	今井町	橿原市	18ha
	土佐	高取町	28ha
	飛鳥	明日香村	7ha
	新町	五條市	11ha
	松山	宇陀市	35ha
	郡山	大和郡山市	54ha
和歌山県	本宮	田辺市	35ha
	高野山	高野町	250ha
鳥取県	鹿野	鳥取市	41ha
	旧加茂川・寺町周辺	米子市	24ha
	倉吉打吹	倉吉市	32ha
	アルペンライン	大山町	10ha
	若桜	若桜町	51ha
島根県	出雲大社周辺	出雲市	14ha
	今市	出雲市	5ha
	石見銀山	大田市	16ha
	江津本町	江津市	19ha
岡山県	総社商店街	総社市	7ha
広島県	御手洗	呉市	7ha

県名	地区名	市町村名	区域面積
	石州街道・出口	府中市	3ha
	上市太才通り、三次本通り	三次市	10ha
	白市	東広島市	8ha
山口県	一の坂	山口市	12ha
	長府	下関市	52ha
	横山	岩国市	46ha
	浜崎	萩市	33ha
徳島県	貞光本町	つるぎ町	4ha
愛媛県	成留屋	内子町	7ha
	おはなはん通り及び周辺	大洲市	1ha
高知県	梶原	梶原町	15ha
	馬路	馬路村	35ha
	上街（築屋敷）	高知市	2ha
福岡県	福島	八女市	62ha
	吉井	うきは市	23ha
	木屋瀬	北九州市	21ha
	秋月	甘木市	87ha
	御供所	福岡市	28ha
	原町	宗像市	17ha
佐賀県	肥前浜宿	鹿島市	42ha
	塩田・町分	嬉野市	60ha
長崎県	島原中心部商店街	島原市	35ha
	中村	対馬市	4ha
	船崎	新上五島町	19ha
	上小路周辺	大村市	82ha
	平戸城下旧町	平戸市	23ha
	神代小路	雲仙市	10ha
	勝本浦	壱岐市	45ha
	三川内山	佐世保市	50ha
	唐人屋敷	長崎市	5ha
熊本県	松合	宇城市	20ha
	馬見原	山都町	27ha
	佐敷	芦北町	18ha
	黒川	南小国町	52ha
	鍛冶屋町通り	人吉市	4ha
大分県	祇園州・唐人町・浜町・本町・畳屋町	臼杵市	6ha
	隅	日田市	7ha
	戸次本町	大分市	8ha
	森	玖珠市	14ha
	山際周辺	佐伯市	18ha
鹿児島県	高千穂	霧島市	38ha
沖縄県	龍潭通り	那覇市	8ha
計	139 地区		4,434ha

オ) 関連支援事業の実施状況

関連支援事業の実施状況について、表－２０の通り整理した。

表－２０ 関連支援事業実施状況

番号	都道府県	市町村	【まちづくり 交付金】観光・交流を主 目標としている地区を有する市町村※ <sup>1</sup>	歴史的地区環 境整備街路事 業実施地区を 有する市町村 ※ <sup>2</sup>	景観行政団体 ※ <sup>3</sup>	H19年度景観 形成総合支援 事業の対象地 区を有する市 町村※ <sup>4</sup>	街なみ環境整 備事業の対象 地区を有する 市町村※ <sup>5</sup>
1	北海道	北広島市					
2	北海道	小平町					
3	北海道	えりも町					
4	青森県	弘前市					
5	青森県	七戸町					
6	岩手県	盛岡市			○		
7	岩手県	釜石市					
8	岩手県	奥州市					
9	岩手県	金ヶ崎町					
10	宮城県	多賀城市					
11	宮城県	栗原市					
12	宮城県	東松島市					
13	秋田県	秋田市			○		
14	秋田県	仙北市		○			
15	山形県	寒河江市					
16	山形県	東根市					
17	山形県	金山町					○
18	福島県	会津若松市					
19	福島県	白河市		○			
20	福島県	喜多方市		○			
21	福島県	二本松市					
22	福島県	南相馬市					
23	福島県	磐梯町	○				
24	福島県	会津坂下町					
25	福島県	三島町					
26	福島県	棚倉町					
27	茨城県	牛久市			○		
28	茨城県	鹿嶋市					
29	茨城県	桜川市	○	○			
30	茨城県	行方市					
31	栃木県	足利市	○	●			
32	栃木県	下野市					
33	群馬県	桐生市					
34	群馬県	太田市			○		
35	群馬県	みどり市					
36	群馬県	六合村					
37	埼玉県	行田市	○				
38	埼玉県	秩父市		○	○		
39	埼玉県	ふじみ野市					
40	埼玉県	吉見町					

※1：平成19年4月現在 ※2：平成18年12月現在 (●：事業完了／○：事業継続中)

※3：平成20年1月現在 ※4：平成20年1月現在 ※5：平成19年4月現在



番号	都道府県	市町村	【まちづくり 交付金】観 光・交流を主 目標としてい る地区を有す る市町村 <sup>※1</sup>	歴史的地区環 境整備街路事 業実施地区を 有する市町村 <sup>※2</sup>	景観行政団体 <sup>※3</sup>	H19年度景観 形成総合支援 事業の対象地 区を有する市 町村 <sup>※4</sup>	街なみ環境整 備事業の対象 地区を有する 市町村 <sup>※5</sup>
41	千葉県	香取市					○
42	東京都	豊島区					
43	東京都	八王子市	○				
44	東京都	三鷹市					
45	東京都	府中市			○		
46	東京都	町田市	○				
47	東京都	日野市					
48	東京都	日の出町					
49	東京都	三宅村					
50	神奈川県	小田原市			○		
51	神奈川県	相模原市	○		○		
52	神奈川県	三浦市	○		○		
53	新潟県	新潟市	○		○		○
54	新潟県	長岡市	○				○
55	新潟県	柏崎市	○				
56	新潟県	見附市					
57	新潟県	村上市		○			
58	新潟県	糸魚川市					
59	新潟県	妙高市					
60	新潟県	上越市			○		
61	新潟県	阿賀野市					
62	新潟県	佐渡市	○		○		
63	新潟県	津南町					
64	新潟県	朝日村					
65	富山県	高岡市			○		
66	石川県	金沢市		●	○		
67	石川県	加賀市	○	●	○		
68	石川県	羽咋市					
69	福井県	小浜市		○	○		
70	福井県	若狭町	○				
71	山梨県	韮崎市			○		
72	山梨県	南アルプス市			○		
73	山梨県	富士河口湖町	○		○		
74	長野県	飯田市			○		
75	長野県	伊那市	○				
76	長野県	佐久市					
77	長野県	下諏訪町					○
78	岐阜県	岐阜市	○	○	○		
79	岐阜県	高山市		●	○		○
80	岐阜県	白川町					
81	静岡県	熱海市			○		
82	静岡県	富士宮市			○		
83	静岡県	磐田市					
84	愛知県	名古屋市	○	○	○	○	
85	愛知県	豊橋市			○		
86	愛知県	犬山市		○	○		
87	愛知県	新城市					
88	愛知県	田原市					
89	愛知県	北名古屋市					
90	三重県	松阪市		○	○		

番号	都道府県	市町村	【まちづくり 交付金】観 光・交流を主 目標としてい る地区を有す る市町村 <sup>※1</sup>	歴史的地区環 境整備街路事 業実施地区を 有する市町村 <sup>※2</sup>	景観行政団体 <sup>※3</sup>	H19 年度景観 形成総合支援 事業の対象地 区を有する市 町村 <sup>※4</sup>	街なみ環境整 備事業の対象 地区を有する 市町村 <sup>※5</sup>
91	三重県	亀山市		○			
92	三重県	鳥羽市					
93	滋賀県	大津市	○	○	○		
94	滋賀県	彦根市			○		
95	滋賀県	長浜市			○		
96	滋賀県	近江八幡市			○		
97	滋賀県	守山市			○		
98	滋賀県	甲賀市	○				○
99	滋賀県	高島市			○		
100	滋賀県	米原市					○
101	滋賀県	多賀町					
102	滋賀県	西浅井町					
103	京都府	京都市		○	○	○	○
104	京都府	舞鶴市					
105	京都府	宇治市		○	○		
106	京都府	長岡京市			○		
107	京都府	八幡市					
108	京都府	京田辺市					
109	京都府	京丹後市					○
110	京都府	与謝野町					
111	大阪府	枚方市					○
112	大阪府	和泉市	○				
113	兵庫県	神戸市	○	●	○		○
114	兵庫県	姫路市	○	○	○		
115	兵庫県	明石市					
116	兵庫県	豊岡市	○	○			○
117	兵庫県	赤穂市					○
118	兵庫県	三木市	○				
119	兵庫県	高砂市					
120	兵庫県	川西市					
121	兵庫県	加西市					
122	兵庫県	篠山市		○			○
123	兵庫県	丹波市					○
124	兵庫県	朝来市	○				○
125	兵庫県	淡路市					
126	兵庫県	宍粟市					
127	兵庫県	神河町					
128	兵庫県	新温泉町	○				
129	和歌山県	高野町			○	○	○
130	和歌山県	湯浅町					
131	鳥取県	鳥取市			○		○
132	鳥取県	倉吉市			○		○
133	鳥取県	若桜町					○
134	鳥取県	湯梨浜町					
135	鳥取県	大山町					○
136	島根県	松江市	○		○		
137	島根県	出雲市	○	○	○		○
138	島根県	大田市			○		○
139	島根県	津和野町			○		
140	岡山県	津山市					
141	岡山県	玉野市					

番号	都道府県	市町村	【まちづくり 交付金】観 光・交流を主 目標としてい る地区を有す る市町村 <sup>※1</sup>	歴史的地区環 境整備街路事 業実施地区を 有する市町村 <sup>※2</sup>	景観行政団体 <sup>※3</sup>	H19 年度景観 形成総合支援 事業の対象地 区を有する市 町村 <sup>※4</sup>	街なみ環境整 備事業の対象 地区を有する 市町村 <sup>※5</sup>
142	岡山県	笠岡市					
143	岡山県	新見市					
144	岡山県	備前市	○				
145	岡山県	瀬戸内市					
146	岡山県	真庭市	○				
147	岡山県	浅口市					
148	岡山県	和気町					
149	広島県	三原市					
150	広島県	尾道市		●	○		
151	広島県	府中市					○
152	広島県	庄原市					
153	広島県	北広島町					
154	山口県	下関市	○	○	○		○
155	山口県	山口市	○		○		○
156	山口県	萩市		○	○		○
157	山口県	光市			○		
158	徳島県	鳴門市	○				
159	愛媛県	松山市	○		○		
160	愛媛県	宇和島市			○		
161	愛媛県	大洲市	○		○		○
162	愛媛県	内子町	○	○	○		○
163	高知県	佐川町					
164	福岡県	久留米市	○				
165	福岡県	田川市					
166	福岡県	太宰府市					
167	福岡県	うきは市					○
168	福岡県	宮若市					
169	福岡県	朝倉市		○			○
170	福岡県	糸田町					
171	福岡県	福智町					
172	佐賀県	伊万里市					
173	佐賀県	嬉野市			○		○
174	佐賀県	神埼市					
175	佐賀県	有田町		○			
176	長崎県	長崎市		○	○		○
177	長崎県	平戸市		○			○
178	長崎県	対馬市					○
179	長崎県	壱岐市	○				○
180	長崎県	小値賀町					
181	長崎県	新上五島町	○				○
182	熊本県	八代市	○				
183	熊本県	人吉市					○
184	熊本県	植木町					
185	大分県	大分市			○		○
186	大分県	別府市	○		○		
187	大分県	中津市			○		
188	大分県	日田市	○		○		○
189	大分県	臼杵市		○	○		○
190	大分県	竹田市					
191	大分県	豊後高田市			○		
192	大分県	杵築市	○	●	○		

番号	都道府県	市町村	【まちづくり交付金】観光・交流を主目標としている地区を有する市町村 <sup>※1</sup>	歴史的地区環境整備街路事業実施地区を有する市町村 <sup>※2</sup>	景観行政団体 <sup>※3</sup>	H19年度景観形成総合支援事業の対象地区を有する市町村 <sup>※4</sup>	街なみ環境整備事業の対象地区を有する市町村 <sup>※5</sup>
193	大分県	宇佐市			○		
194	大分県	豊後大野市	○				
195	大分県	国東市					
196	宮崎県	日南市		○	○		
197	宮崎県	高鍋町					
198	宮崎県	木城町					
199	鹿児島県	鹿児島市	○	○	○		
200	鹿児島県	薩摩川内市			○		
201	鹿児島県	奄美市					
202	鹿児島県	伊仙町					
203	沖縄県	今帰仁村	○				
	合計		47	36	68	3	42

## ⑤ 課題

文化財保護法等の関連法及び関連支援事業等による歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る課題については、「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告の概要」（平成18年6月23日）では以下のように整理されている。

### ア) 歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

- 歴史的・文化的資産の多くが市街地に存在制度的対応のない資産は時間とともに急速に減少
- 近代の歴史的・文化的資産に対する価値認識の高まり都市全体の資産として活かされる取組みが必要

### イ) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識

- 歴史的な風土は日常生活の場や生産・経済活動の場 地域自らでは価値が認識されにくい状況も存在
- 生活様式変化等により相続等を契機とした歴史的な風土の消失も発生、自助努力による取組みにも限界

### ウ) 歴史的な風土の維持管理の困難性

- 一定の労力と費用が不可欠 資産の多くは個人資産・様々な課題 防災や技術者等の不足にも留意